

## 那賀町物価高騰対応生活者支援商品券事業（令和7年度補正分）実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者の支援を通じた地方創生を図るため、家計の負担軽減と地域経済の活性化を目的に、町内で使用できる商品券を発行し、町民に配布することについて必要な事項を定めるものとする。

### （名称）

第2条 商品券の名称は、「那賀町生活者支援商品券（以下「商品券」という。）」とする。

### （商品券の発行）

第3条 商品券は那賀町が発行するものとする。

### （事業の概要）

第4条 本事業の概要は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 商品券の額面は1枚あたり500円とする。
- (2) 町民1人あたりへの配布は、500円券50枚をセットとした、25,000円分とする。
- (3) 商品券の使用期間は、令和8年5月1日から令和8年10月31日までとする。
- (4) 商品券の換金期間は、令和8年5月1日から令和8年11月30日までとする。

### （配布対象者）

第5条 商品券の配布を受け取る者（以下「対象者」という。）は次の各項のいずれかの条件を満たす者とする。

- (1) 対象者は、令和8年2月1日（以下「基準日」という。）において住民基本台帳に登録されている者および令和8年2月1日から令和8年8月31日までに出生した者とする。ただし、基準日以後から配布日までの間に死亡した者を除く。
- (2) 令和8年2月1日から令和8年3月31日までに転出があった者については、申請に基づき対象者とする。
- 2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

### （加盟店）

第6条 町内に事業所を置き、商品券で商品代金や利用代金等の支払を可能とする店舗や施設等（以下「加盟店」という。）とする。

#### (業務委託)

第7条 本事業の円滑や実施を図るため、次の各号の業務を委託するものとする。

- (1) 商品券の発行、発送、換金業務に関すること。
- (2) 本事業に関する加盟店の募集及び問い合わせに関すること。
- (3) その他、町長が必要と認める業務に関すること。

#### (商品券の配布)

第8条 商品券の配布は書留郵便などを利用し、配達を確認出来る方法で郵送するものとする。

2 商品券は、町民1人ひとりに対し郵送するが、受け取りは世帯の代表者が受け取ることができるものとする。

#### (加盟店の登録)

第9条 加盟店の登録を受けようとする事業主は、那賀町生活者支援商品券取扱加盟の旨を、委託先に申し出なければならない。

2 加盟店の募集期間は、令和8年2月10日から令和8年3月13日までとする。

#### (加盟店の責務)

第10条 加盟店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が利用期間に商品券を持参したときは、商品券額面分の販売、貸付、サービスの提供を行うこと。
- (2) 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定しないこと。
- (3) 商品券の利用対象としない商品を独自に定める場合は、予め利用者が認識できるように明示すること。
- (4) 登録時に渡された、取扱店のポスターを利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (5) 利用者から受け取った商品券には、店印もしくは代表者印を押印すること。
- (6) 他店押印のある商品券は、受取を拒否すること。
- (7) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受取を拒否するとともに速やかに那賀町にぎわい推進課に申し出ること。
- (8) 商品券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止とする。
- (9) 加盟店間や町外事業所との事業取引の使用は禁止とする。
- (10) 那賀町が本事業に対して調査等を行うときには、報告等の協力をすること。

#### (加盟店資格の取消等)

第11条 第10条、第14条の各号に違約する行為が認められた場合は、換金の拒否、加盟

店の資格登録取り消し及び損害金の申し受け等を行うことがある。

(商品券の換金方法)

第12条 加盟店は、使用済み商品券を換金しようとするときは、使用済み商品券を添えて  
第4条第1項第4号の期間中に委託先に請求するものとする。

(商品券の保管)

第13条 商品券の配布を受けた者並びに加盟店は自己の責任において商品券を管理し、保管しなければならない。

2 商品券の紛失、盗難、滅失等いかなる事故が発生した場合であっても、町長は一切その責を負わないものとする。

(商品券の使用対象外)

第14条 商品券は次の各号に定めるものの支払には使用できないものとする。

- (1) 国、地方公共団体、電気代及び電話代などの公共料金
  - (2) 有価証券、切手、印紙、プリペイドカード、その他商品券及びこれに類する商品
  - (3) たばこ
  - (4) 土地、家屋の購入、家賃、地代及び駐車状料金等の不動産
  - (5) その他、公序良俗に反するもの
- 2 商品券使用時の釣銭は出さないものとする。
- 3 商品券は、交換及び売買又は現金との両替はできないものとする。

(庶務)

第15条 本事業の庶務はにぎわい推進課で行うものとする。

2 本事業の関係書類等は10年間の保存とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別記(第5条関係)

- 1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い
- (1) 以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者(以下「申出者」という。)については、基準日時点で申出者が町に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の商品券につい

ては、町から配布する。

- ① 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者及びその同伴者であって、基準日において町に住民票を移していない者
  - ② 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えている者
  - (2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次の①から④までに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。
    - ① 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条に基づく保護命令(同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令)が出されていること。
    - ② 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。)が発行されていること。
  - なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署)や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体(婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体)が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。
  - ③ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知)に基づく支援措置の対象となっていること。
  - ④ ①から③に掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合
  - ※ 婦人保護施設等に申出者が児童とともにに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。
- 2 措置入所等児童の取扱い
- 基準日において、以下の(1)から(5)までのいずれかに該当する児童(児童(基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。)及び児童以外の者(基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者(疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。))及び(5)における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。)については、配布対象者とする。
- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童(保護者(児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。(2)

において同じ。)の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。)

- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関(以下「指定発達支援医療機関」という。)に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)に入所している児童(当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。)
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第2項若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第373号)第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している児童(2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)
- (4) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあっては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。)
- (5) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設に入所している者(2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

### 3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」(以下「措置入所等障害者・高齢者」という。)であって、基準日において、町に住民基本台帳に記録されている者については、町における配布対象者とする。ただし、町で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課室から商品券事業担当課室に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた

場合、当該措置入所等障害者・高齢者に配布する。

- (1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 18 条第 1 項若しくは第 2 項又は知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 15 条の 4 若しくは第 16 条第 1 項第 2 号の規定による措置が執られている者(措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者(成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。)を含む。以下同じ。)(2 か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)
- (2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 10 条の 4 第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定による入所等の措置等が執られている者(2 か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)